

平成29年第9回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年10月9日（月）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 腰丸 豊
書記 門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第60号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について
 - 報告第19号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第20号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 議案第61号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第62号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第21号 登録の移し替えをした者について
 - 報告第22号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第23号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第63号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第64号 投票立会人の選任について（衆院選）
 - 議案第65号 期日前投票立会人の選任について（衆院選）
 - 議案第66号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）
 - 議案第67号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（衆院選）
 - 議案第68号 委員長専決事件の指定について

午前8時57分開会

腰丸書記長 おはようございます。定刻前ではございますが皆さんお揃いですので、只今から平成29年第9回三種町選挙管理委員会を開会致します。

はじめに委員長からご挨拶をいただき、そのあと進行方よろしくお願い致します。

近藤委員長 皆さんお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。稲の方もだいぶ進んでおりますが、いよいよ明日公示ということで案件も多くあります。審議の方よろしくお願い致

します。それでは会の方進めさせていただきます。

会議録署名委員の指名ということで、本日は田村委員と川田委員にお願い致します。

それでは、議案第60号「秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について」。事務局から説明の方お願い致します。

門間書記

はい。議案第60号「秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について」。

漁業法第89条第1項の規定により、平成29年9月1日現在において調査した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を別紙のとおり調製する。

議案第60号別紙をご覧ください。

こちらが今年度9月1日現在で調製した選挙人名簿となります。

まず、海区選挙権の要件でございますが、

- ①漁業者又は漁業従事者であること。
- ②その海区に沿う市町村に、住所又は事業場を有すること。
- ③1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又はこれに従事すること。この3要件に該当していることが必要となります。

毎年9月1日現在の状況に基づいて、9月5日までに選管に選挙人名簿登載申請書を提出していただくこととなっております。

海区の場合は、原則として、選挙権がある方からの申告に基づいて名簿を調製しますが、申請がない方につきましても、補充的に職権での登録が認められていますので、漁協の正組合員名簿をもとに職権により登録を行っております。

毎年10月15日までに選挙人名簿を調製することとなっております。

名簿の3頁に掲載しておりますが、今回の名簿登録者数は男48人、女3人、合計51人となります。ちなみに昨年度の登録者数は49人でした。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

近藤委員長

はい。ありがとうございます。それでは名簿の方確認の上、何かございましたらご質問等よろしくお願い致します。

(各委員、名簿確認)

川田委員 はい。一番若い方で平成８年生まれの方のようですが、通常の選挙と一緒に１８歳以上の登録となりますか。

門間書記 はい。こちらも１８歳以上から登録となります。

近藤委員長 他にご意見、ご異議等ございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第６０号を原案どおり決定致します。

続きまして報告第１９号、報告第２０号については関連がありますので一括して上程致します。事務局より説明をお願い致します。

門間書記 はい。始めに、報告第１９号「裁判員候補者の予定者の選定について」。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第２１条第１項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

１ 選定人数 ２１人

２ 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第１９号・第２０号別紙をご覧ください。

１頁の「３ 選定の結果」「（１）裁判員候補者予定者」に今回選定した２１名の名簿を載せています。

選定方法については、裁判所から配付されたプログラムを使用して、９月１５日に９月定時登録の選挙人名簿から無作為抽出を行っております。昨年度の候補者数は２２名で、今年度の割当が１人減となっております。

続きまして、報告第２０号「検察審査員候補者の予定者の選定について」。

検察審査法第１０条第１項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

１ 選定人数 ８４人

２ 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

報告第１９号・第２０号別紙の２頁（２）「検察審査員候補者予定者」ア１群から最終頁まで名簿を載せています。

選定人数については、昨年と同じ８４人となります。

選定の方法につきましても、裁判員と同様、９月定時登録の選挙人名簿のデータを使ってプログラムにより無作為抽出を行っております。

裁判員候補者及び検察審査員候補者の選定につきましては、いずれも選挙人名簿から抽出となりますので18歳から20歳未満の方が含まれてしまいますが、裁判所と検察審査会の方で確認しまして、最終的に消除されることになっております。

説明については以上です。

近藤委員長 はい。それでは名簿をご確認の上、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、名簿確認)

加賀谷委員 No.82の方ですが、住所が三種町ではないようですが。

近藤書記 今回の選定は9月1日の選挙人名簿を使用しています。9月1日時点では三種町に登録されていた方で、将来は選挙人名簿から削除される方です。

加賀谷委員 はい。わかりました。

近藤委員長 他に何かありませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、報告第19号、20号について原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第19号、20号を原案どおり承認と致します。

次に議案第61号「選挙人名簿に登録することについて」事務局より説明をお願い致します。

門間書記 議案第61号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第3項の規定により、別紙の者を平成29年10月9日付けで選挙人名簿に登録する。

内容について説明します。

まず、「1」の新有権者について、10月22日までに満18歳に達する者で、生年月日は、平成11年9月3日から10月23日までの方が対象となります。男12人、女9人、計21人となっております。

次に、「2」の転入登録です。

7月9日以前に転入より、引き続き三種町に居住している方で、転入日が平成29年6月2日から7月9日までの方々で、男12

人、女5人、計17人。

よって、今回の登録者総数は、男24人、女14人、合計38人となります。

別紙の名簿の方をご覧ください。

1頁が新有権者登録21名で、2頁目が転入登録17名となります。説明は、以上です。

近藤委員長 それでは、名簿の方確認しながら、何かご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

門間書記 補足します。名簿のNo.7とNo.12の方は、公示日以降に満18歳となる方です。こういった方については、誕生日前は17歳のため不在者投票しかできませんし、誕生日前日以降であれば期日前投票も当日の投票もできるというように投票の仕方が異なるため、入場券の発送の際に個別に投票の仕方についてお知らせを同封して対応しています。

(各委員、暫時資料確認)

近藤委員長 何かご質問等ございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第61号を原案どおり決定と致します。

次に議案台62号「選挙人名簿から抹消することについて」。説明の方お願い致します。

門間書記 はい。議案第62号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成29年10月9日付けで選挙人名簿から抹消する。

まず、「1」の死亡抹消者は、9月1日から10月8日までの死亡届が対象で、男10人、女15人、計25人となっております。

次に、「2」の転出抹消者について、6月8日以前に三種町から転出し4カ月経過した方で、転出日が平成29年5月1日から6月8日までに方々となります。人数は、男19人、女21人、計40人。よって、抹消者総数は、男29人、女36人、合計65

人となります。

別紙の名簿の3頁に死亡抹消、4頁から5頁が転出抹消者となります。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。ありがとうございます。それでは名簿の方確認しながら何かご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時資料確認)

近藤委員長 何かご質問等ありませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第62号原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第62号を原案どおり決定と致します。

次に、報告第21号「登録の移替えをした者について」。説明の方お願い致します。

門間書記 はい。報告第21号「登録の移替えをした者について」。

平成29年10月9日付けの選挙時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

9月定時登録後9月1日から9月28日までの町内転居により、投票区の移替えをした方で、人数は、男4人、女6人、合計10人となります。こちらについては投票所入場券の作成準備のため、9月29日から登録の移替えの延期をしておりますので、9月28日までの転居者が今回の移替えの対象となります。

対象者につきましては、別紙の名簿の6頁になります。

説明については以上です。

近藤委員長 はい。ありがとうございました。それでは、名簿を確認の上、何かございましたらご質問等お願いします。

(各委員、暫時資料確認)

近藤委員長 何かご質問等ございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、報告第21号原案どおり承認してよろ

しいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第21号を原案どおり承認と致します。

続きまして、報告第22号、第23号について、関連性がありますので、一括上程致します。説明の方お願い致します。

門間書記 はい。報告第22号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は308である。

この50分の1の数につきましては、前の7頁の資料をご覧ください。算定の基礎となります選挙人名簿登録者数増減表になります。

今回の選挙時の抹消者総数が65人、登録者総数が38人ですので、今回の選挙人名簿登録者数は9月1日定時登録より27人少ない、15,359人となり、この50分の1の数が308となります。

続きまして、報告第23号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,120である。

こちら先ほどの選挙人名簿登録者数15,359人の3分の1となりますので、5,120となっております。

説明については以上です。

近藤委員長 はい。只今の説明につきましてご質問等ご意見等ございますか。
(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。特に無いようですので、報告第22号、23号について原案どおり承認致します。

続きまして、議案第63号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」事務局より説明をお願い致します。

門間書記 議案第63号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」。

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお

ける各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

今回選任する投票管理者とその職務代理者につきましては、11頁と12頁に名簿を載せておりますが、前回の知事選を基に人選を行っており、若干の変更を行っています。

投票管理者については、小選挙区の投票管理者を同時に比例代表の投票管理者とすることができることとなっております。また、小選挙区の投票管理者が自動的に国民審査の投票管理者となることになっていきますので、3つの選挙の投票管理者を兼ねることとしております。また、職務代理者については、町職員の中から選任しております。

説明については以上です。

近藤委員長 はい。ありがとうございます。それでは、名簿等ご確認の上、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

近藤委員長 何かご質問等ありませんか。
(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第63号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第63号を原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第64号「投票立会人の選任について」。説明の方お願い致します。

門間書記 はい。議案第64号「投票立会人の選任について」。

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

14頁をお開きください。

投票立会人につきましては、当該選挙区の選挙人名簿に登録されている方の中から、2～5人までを選任することとされています。投票立会人については、毎回2人ずつ選任しておりますので、今回もご覧の名簿のとおり2人ずつ選任したいというものです。説明については以上です。

近藤委員長 はい。それでは名簿等ご確認の上、お気づきの点などありましたらお願いします。

近藤委員長　特に無いようですので、議案第 6 4 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

続きまして、議案第 65 号「期日前投票立会人の選任について」。
説明の方をお願いします。

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

説明については以上です。

(「特にありません。」の声有り。)

(「異議ありません。」の声有り。)

次に、議案第 66 号を議題と致しますが、議案第 66 号のうち
開票管理者の選任については、私に関係することになります。こ
の場合、地方自治法の規定により私が議事に参与することができ
ませんので、開票管理者の選任に限り議長を職務代理者の田村委
員にお願いしたいと思いますが、田村委員よろしいでしょうか。

はい。わかりました。

近藤委員長　それでは皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）

近藤委員長　それでは、ご異議無いようですので、田村委員よろしくお願
い致します。

(近藤委員長退席)

田村委員　それでは、議長として進行させていただきます。

議案第 66 号のうち「開票管理者の選任について」。事務局より説明をお願い致します。

門間書記　はい。議案第 66 号のうち「開票管理者の選任」について。

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における三種町開票区の開票管理者を次のとおり選任する。

開票管理者につきましては、当該選挙の選挙権を有する者の中から選任することとなりますので、議案のとおり「近藤委員長」にお願いしたいということで提案致します。説明は以上です。

田村委員　議案第 66 号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

(「異議ありません。」の声有り。)

田村委員 ご異議等無いとのことですので、本案は原案どおり決定と致します。

「開票管理者の選任」について審議が終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(近藤委員長、着席)

近藤委員長　田村委員、ご苦勞様でした。

それでは、次に、議案第 66 号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題と致しますので、田村委員は退席ということをお願いします。

(田村委員、退席)

事務局より説明をお願い致します。

門間書記 議案第66号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」。

平成29年10月22日執行の秋田県知事選挙及び衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における三種町開票区の開票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

職務代理者につきましては、議案のとおり「田村委員」にお願い

いしたいということで提案しております。

説明を終わります。

近藤委員長 議案第 66 号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」、
ご質問、ご異議等ございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですが、本案を原案どおり決定してもよろしいで
しょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 次に、議案第 67 号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時
及び場所を定めることについて」。説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第 67 号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時
及び場所を定めることについて」。

平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、
衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお
ける公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定にるくじを行う
べき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成 29 年 10 月 19 日 (木) 午後 5 時 30 分

場所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地

三種町選挙管理委員会事務室

説明します。

衆議院小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の開票
立会人について、候補者または政党が、当該開票区の選挙人名
簿に登録されている者の中から 1 名を定め選管に届け出ることが
できます。

開票立会人には、総数で 3 人以上 10 人以内という人数制限と、
同一政党等 2 人までとする制限があります。

そこで、届出のあった方が 10 人を超えると、または同一政
党等に所属する候補者の届出に係る者が 3 人以上となった場合は、
選挙管理委員会がくじを行って開票立会人を選任することになる
ため、そのくじを行う日時と場所をご覧のとおり定めたいとする
ものです。説明は以上です。

近藤委員長 はい。ありがとうございます。只今の説明について、ご質問等
ございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。続きまして、議案第68号「委員長専決事件の指定について」。説明の方お願い致します。

門間書記 はい。議案第68号「委員長専決事件の指定について」。

三種町選挙管理委員会規程第13条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

委員長専決指定事項

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更

内容について説明します。

こちらにつきましては、従事される当日、時間になっても到着されないといった場合を除き、当日前までに都合により従事できないことが分かった場合に委員長の専決事項として処理させていただきたいというものです。

説明は以上です。

近藤委員長 只今の説明について、ご質問等ありましたらお願い致します。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願い致します。

門間書記 はい。それでは21頁の方で、今後の日程について確認させていただきます。

(以下、資料に基づき説明。)

近藤委員長 委員の皆さんから、他に何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、これで本日の委員会を終了致します。

午前 10 時 00 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____